

令和4年度(2022年度)第2回熊本市環境審議会
自然環境部会

令和5年(2023年)1月12日(木)

環境保護地区制度のあり方検討について

目次

1

環境保護地区の概要

→P.3

2

環境保護地区の現状

→P.10

2-1 自然環境

2-2 指定基準

2-3 相談対応

2-4 これまでの指定解除の状況

2-5 土地所有者の状況

2-6 土地所有者への意向調査結果

2-7 保全活動への支援制度

2-8 他都市の状況

3

環境保護地区の課題

→P.22

1 環境保護地区の概要

1 環境保護地区の概要

指定

- 「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐことを目的に市内13か所の緑地を指定している。
- 市長が利害関係人及び熊本市環境審議会の意見を聴いて指定する。

制限・助成

- 指定を受けた土地の所有者は、土地の改変時は事前の届出が必要。市長は届出に関し、指導・勧告をすることができる。
- 土地の所有者に対し、交付金(固定資産税等相当額)、協定協力金(25円／㎡)を助成。

解除

- 環境保護地区の指定の変更及び解除を行うことができる(条例第6条第1項)。
- あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴く必要がある(同条第2項)。

買入れ

- 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。(条例第22条)

1 環境保護地区の概要

指定状況

1994年、第1号の砂取環境保護地区の指定に始まり、現在、市内13箇所を指定
(最初の指定から約28年が経過)

※No.5、No.12は全部解除のため欠番

No.	名称(所在地)	指定年月日	面積(㎡)	指定概況
1	砂取 (中央区神水本町)	1994.2.1	19,625.61	タブノキの樹林地、モウソウチクとエノキの古木による樹林を形成し、胸高直径30cm以上の高木が56本生育。野鳥の生息場を形成。
2	高平一丁目立野 (北区高平一丁目)	1994.11.1	5,045.76	モウソウチク林内にエノキ、シロダモ、イヌビワ、メダケ等が点在している。胸高直径30cmの高木が17本植生している。
3	池田三丁目富尾山 (西区池田三丁目)	1994.12.28	15,497.00	主要樹種はナナミノキ、コナラ、ネジキ、ヒサカキ等で胸高直径30cm以上の高木が102本生育しており、特にアカマツ林やコジイ林の自然林が残存している。
4	池田四丁目富尾山 (西区池田四丁目)	1994.12.28	8,893.00	モウソウチク林が群落を構成しており、胸高直径50cm以上の高木が31本、胸高直径30cm以上の高木が155本生育しており、アラカシ、イヌガシ、ナナミノキ等の熊本を代表する自然植生が竹林に点在している。
6	新南部二丁目 (東区新南部二丁目)	1997.4.1	3,120.73	モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のエノキ、ムクノキ、タブノキ等高木が32本生育している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
7	池田三丁目段畑 (西区池田三丁目)	1998.3.27	6,066.00	植林されたスギ、タケ林の中に自然林が点在している。若い高木類が多く点在し、将来、自然の森をつくる素地が形づくられている。
8	池田四丁目法成寺 (西区池田四丁目)	1998.3.27	27,182.00	マダケ林内にアラカシ、ヤブツバキ、ヒサカキ等の自然林がある。胸高直径50cm以上の高木が35本、30cm以上の高木が170本と大径木が多く、豊かな緑量と景観を形づくっている。
9	上南部町・下南部二丁目 (東区上南部町一丁目・下南部二丁目)	1998.3.27	11,020.00	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上の高木が37本生育しておりコジイ、クスノキ等の広葉樹が分布している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
10	上立田芭蕉屋敷 (北区龍田七丁目)	1998.3.27	8,477.99	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上のクスノキ、アラカシ、スギ、センダン等、58本林立する緑地であり、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
11	龍田七丁目芭蕉鶴 (北区龍田七丁目)	2002.2.26	11,587.00	白川河岸際と河岸段丘の斜面に緑地を形成しており、モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のコジイ、ムクノキ、クスノキ、エノキ等が107本密生した自然林が残っており、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
13	御坊山 (西区小島三丁目)	2005.4.1	8,105.00	本市の南西部に位置し、田園の中の里山で周辺のランドマークとなっている。
14	高橋稲荷 (西区上代九丁目)	2006.4.1	2,257.51	高橋稲荷神社の裏山に広がる社寺林で、植生自然度及び景観に優れた良好な緑地を形成している。植生は、主にアラカシ、その他、ホルトノキやナナミノキなども多く見受けられる。
15	下硯川町横道 (北下硯川町二丁目)	2008.3.18	8,809.00	胸高直径30cm以上の樹木としてコジイ、ナナミノキ、クスノキなどの照葉樹林のほか、クヌギ、コナラ、センダンなどの落葉広葉樹が点在し、緑地の西側にはスギの植栽林も存在。

1 環境保護地区の概要

環境保護地区の位置



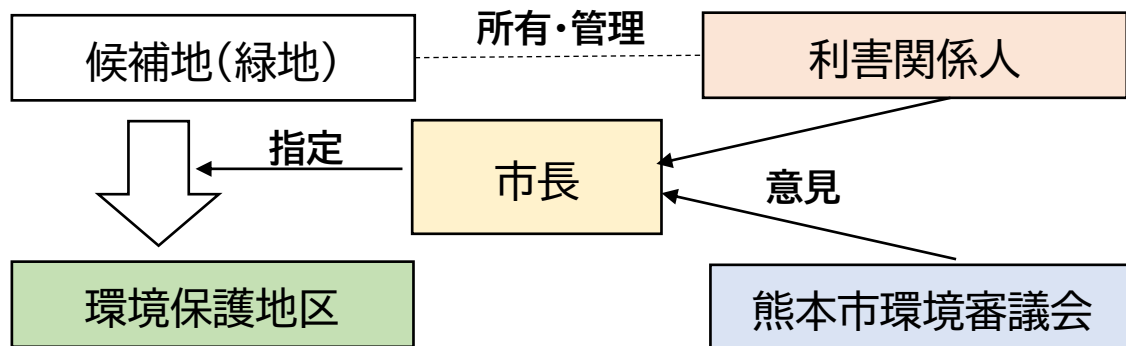
1 環境保護地区の概要

指定の流れ

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項

- (1)野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は、歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2)河川、湖沼、湧水地その他の水辺景観が優れている地域
- (3)美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4)その他の自然環境を保護する必要がある地域

指定の手続き



市長が利害関係人及び
熊本市環境審議会の意
見を聴いて指定

1 環境保護地区の概要

指定の審査基準

- 1. 県立自然公園、特別緑地保全地区、風致地区の区域を除く。
- 2. 緑地の規模 2,000平方メートル以上の緑地を評価の対象とする。
- 3. 評価項目①～③のうち、いずれかが評価Aに該当する緑地を環境保護地区の候補地とする。

評価	評価	A		B	C	D	E
	基準	きわめて良好		良好	普通	環境保護地区の対象としてはやや不適	環境保護地区の対象としては不適
評価項目	①植生 自然度 成立年数	自然度 5	自然度 4	自然度 3	自然度 2	自然度 1	なし
		50～ 100	数十年	数年～ 数十年	数年	1～ 数年	1年生 草本
	②緑量 (㎡)	16,000～		8,000 ～ 16,000	4,000 ～ 8,000	2,000～ 4,000	2,000未満
	③景観	眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度※に該当する場合に各1点を加算し、各項目の点数を加えた点数					
		3		2	1	0	-1

※ 植生保全度において裸地等の点数は「-1」とする。

1 環境保護地区の概要

環境保護地区制度制定の経緯

昭和58年度(1983年度) 自然環境調査

当初の方針(自然環境調査における緑地の評価)

300m²以上の緑地971箇所を調査

→植生、緑量、景観の評価による5段階評価(A～E)で2,000m²以上の111箇所を選定



平成元年度(1989年度) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行

都市計画の権限が熊本県にあったため、都市緑地法に基づく「**特別緑地保全地区**」をモデルとして、環境保護地区制度を制定



自然環境調査(昭和58年度の追跡調査)

⇒11箇所指定、3箇所解除

67箇所を平成元年～6年にかけて精密調査を計画

平成15年度(2003年度) 指定方針を決定

⇒4箇所指定、6箇所解除



環境保護地区の指定基準を明確化した指定方針を決定

令和4年度(2022年度) 環境保護地区制度の見直し検討・指定基準の要綱化

2 環境保護地区の現状

2 環境保護地区の現状

1 自然環境

指定当時から変わらず良好な自然環境が保全されている



龍田芭蕉鶴環境保護地区
(龍田プレイパーク)

市街地でありながら、地域のシンボルや憩いの場として、利活用されている

2 環境保護地区の現状

1 自然環境

指定当時と比較して、環境の変化がみられる

上立田芭蕉屋敷環境保護地区

新南部2丁目環境保護地区

指
定
当
時



1991年撮影

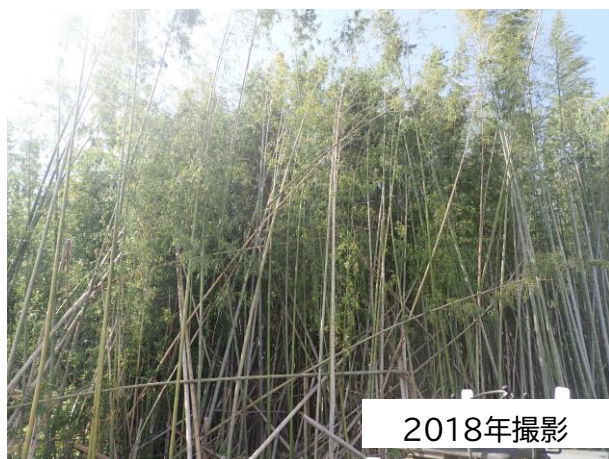
③ モウソウチク林内部に、クス・アラカシが見られる。



1991年撮影

④ 林床にシュロ・ナナメノキ・ヒサカキが見られる。

近
年



2018年撮影



2018年撮影

竹林の繁茂等により、管理が困難となり、緑地の質が低下している。(7/13地区が竹林化)
土砂崩れや倒木等の災害の発生が懸念される場所がある。

2 環境保護地区の現状

2 指定基準

除外区域
(例)風致地区との重複

面積要件
(例)他都市は1,000㎡や500㎡もある

評価
評価Aが1つでもあれば候補地となりうる
(例)成立年数が数十年減れば評価基準をクリア

緑量
(例)緑量を平面(面積単位)のみで評価

景観
(例)該当の有無の客観的評価が難しい

- 1. 県立自然公園、特別緑地保全地区、風致地区の区域を除く。
- 2. 緑地の規模 2,000平方メートル以上の緑地を評価の対象とする。
- 3. 評価項目①～③のうち、いずれかが評価Aに該当する緑地を環境保護地区の候補地とする。

評価	評価基準	A		B	C	D	E
		きわめて良好		良好	普通	環境保護地区の対象としてはやや不適	環境保護地区の対象としては不適
評価項目	①植生 自然度 成立年数	自然度 5	自然度 4	自然度 3	自然度 2	自然度 1	なし
		50～ 100	数十年	数年～ 数十年	数年	1～ 数年	1年生 草本
	②緑量 (㎡)	16,000～		8,000 ～ 16,000	4,000 ～ 8,000	2,000～ 4,000	2,000未満
	③景観	眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度※に該当する場合に各1点を加算し、各項目の点数を加えた点数					
		3		2	1	0	-1

※ 植生保全度において裸地等の点数は「-1」とする。

- 1. 現状と基準が合っていない(除外区域)
- 2. 2,000㎡未満の緑地を保全する仕組みがない
- 3. 該当の有無の客観的評価が難しい

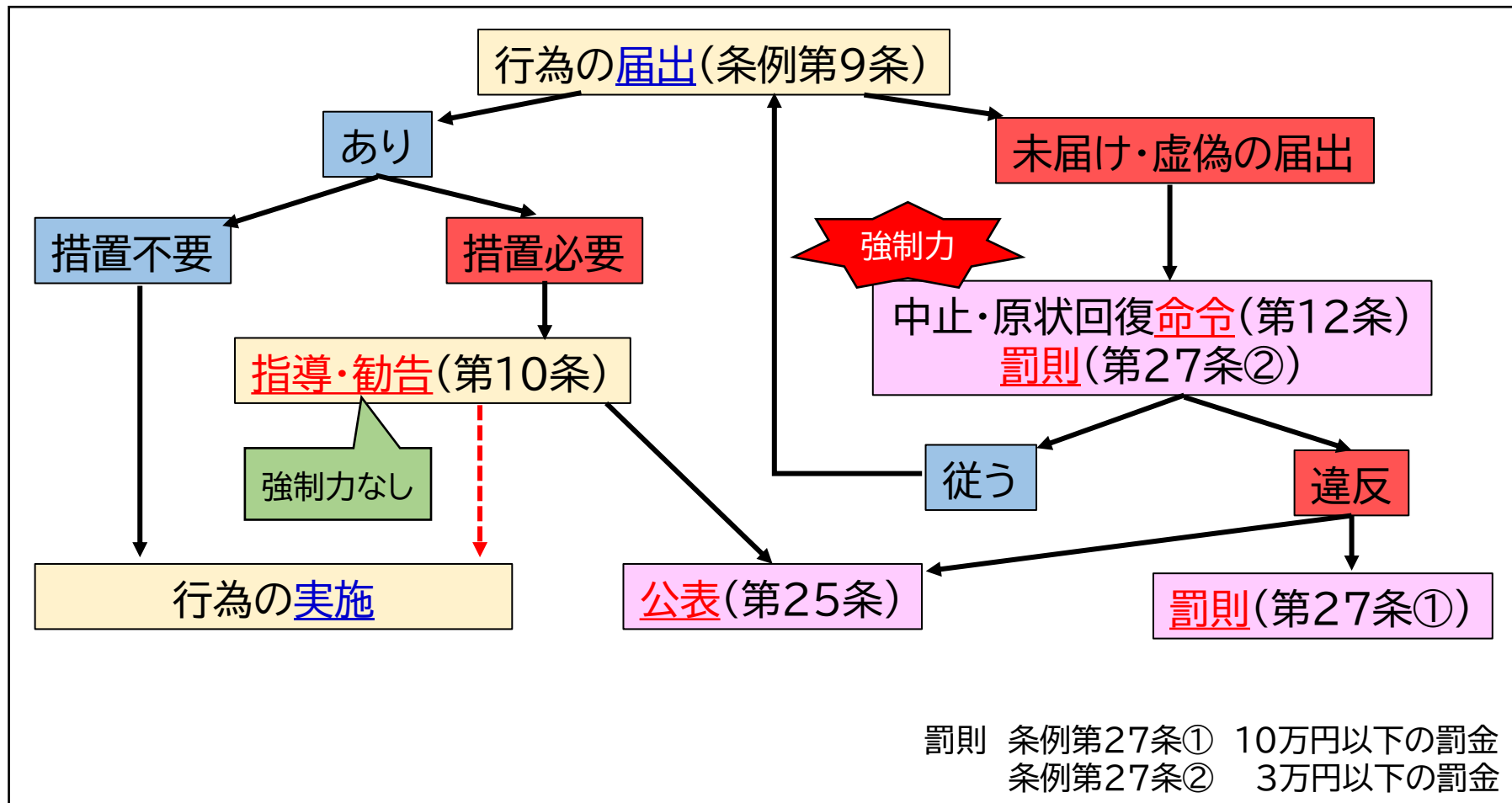
2 環境保護地区の現状

3 相談対応

年度	苦情・相談件数	うち、届出件数	解除の申出	主な内容
2015	12件	0	0	管理行為の範囲(相談) 台風による被害対応(苦情) 樹木の伐採計画(相談) 倒木のおそれ(苦情)
2016	2件	0	0	フェンス設置(相談)
2017	3件	0	1	倒木のおそれ(相談) 開発行為(相談) 熊本地震災害による高橋稻荷指定解除
2018	1件	0	0	建築工事(相談)
2019	2件	0	0	建設工事(相談) 越境枝(苦情)
2020	6件	0	0	指定解除(相談) 土砂崩れ、倒木のおそれ(苦情) 害虫の発生、越境枝(苦情)
2021	8件	0	1	害虫発生(相談) 指定解除(相談) 土砂崩れ、倒木のおそれ、越境枝(苦情) 池田2丁目指定解除申出
2022	2件	2	1	開発行為(届出) 建設工事、樹木伐採(届出) 砂取指定解除申出

2 環境保護地区の現状

3 相談対応



現行制度では、届出を行えば、樹木の伐採や新築・増築、宅地の造成等が可能

2 環境保護地区の現状

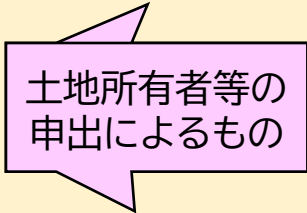
4 これまでの指定解除の状況

環境保護地区名	解除年月日	解除面積	解除事由
池田4丁目法成寺	1998.12.16	42,845m ² →27,182m ² (▲15,663m ²)	公益上必要な施設の建設、建築等 (病院や学校施設の建築)
池田3丁目段畑	1999.4.1	17,988m ² →1,1090m ² (▲6,898m ²)	
池田3丁目富尾山	2002.5.13	17,401m ² →15,497m ² (▲1,904m ²)	
池田3丁目段畑	2003.12.1	11,090m ² →6,066m ² (▲5,024m ²)	
下南部3丁目	2003.12.1	全部解除(▲4,751m ²)	相続後5年経過
新南部2丁目	2014.5.9	3,527m ² →3,285m ² (▲242m ²)	自然災害等で緑地が消滅 (平成24年九州北部豪雨による河川改修工事)
上南部・下南部2丁目		11,139m ² →11,020m ² (▲119m ²)	
上立田芭蕉屋敷		8,989.99m ² →8,477.99m ² (▲512m ²)	
高橋稲荷	2017.2.23	4,918.5→2,257(▲2,661m ²)	自然災害等で緑地が消滅 (熊本地震及び大雨による土砂崩れ(復旧及び災害防止対策工事))
池田2丁目	2023.1月 予定	全部解除(▲2,576m ²)	協定締結後10年以上経過
砂取	環境審議会で 意見聴取中	19,625.61→審議中	協定締結後10年以上経過

2 環境保護地区の現状

4 これまでの指定解除の状況

解除の要件

解除理由	適用条項		解除事由	
	条例※ ¹ 第6条第1項	規則※ ² 第5条第1項		
1	第1号	-	自然災害等で緑地が消滅	
2	第2号	-	公益上必要な施設の建築、建設等	
3	 第3号	第1号ア	相続による所有者等の変更	経済的理由
4		第1号イ		相続後5年経過
5		第2号	売買等による所有者等の変更	売買等後5年経過
6	第4号	-	環境保護地区締結後10年経過	
7	第5号	-	市長がやむを得ないと特に認める場合	

土地所有者の高齢化や相続による環境保護地区の指定解除の相談が続いており、
現行制度では、**解除要件に該当すれば解除が可能**

2 環境保護地区の現状

5 土地所有者の状況

土地所有者等へのアンケート結果(2019年度)より一部抜粋

1.管理状況

(1)管理主体	本人・家族 85%	自治会等 7%	業者依頼 5%	その他 3%	
(2)樹木の状態	良 62%	不良 13%	不明 24%	回答無 1%	
(3)現地確認頻度	毎日 16%	週1～月1回 17%	季節ごと 24%	年1～2回 30%	行っていない 13%
(4)伐採・移植	実施 24%	実施なし 76%			
(5)下草刈り	実施 36%	実施なし 64%			
(6)支障枝剪定	実施 40%	実施なし 60%			
(7)清掃	実施 35%	実施なし 65%			
(8)管理行為ができない理由	高齢・病気 33%	急傾斜地 25%	管理方法不明 8%	助成金不足 11%	その他 23%

2.竹林管理(竹林がある地区のみ)

(1)竹林管理や方法	間伐 17%	筍堀 28%	間伐・筍堀 12%	管理不可 17%	その他・回答無 26%
(2)竹林開放・提供の意思	竹林・筍堀可 29%	竹林のみ可 18%	提供不可 25%	その他・回答無 28%	

適切に管理を行っている土地所有者がいる一方、高齢化、相続、遠隔地への転居等により、管理ができていない土地所有者もいる。

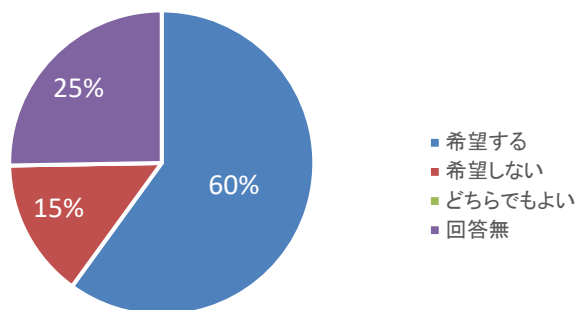
2 環境保護地区の現状

6 土地所有者への意向調査結果

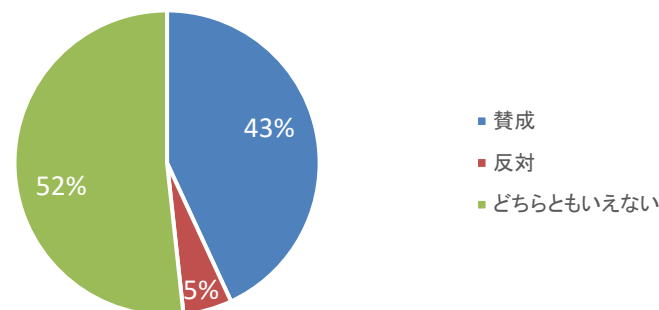
土地所有者等への意向調査結果(2021年度)より一部抜粋

回答率75% (≒80/107)

Q1.今後も環境保護地区としての指定を希望しますか？

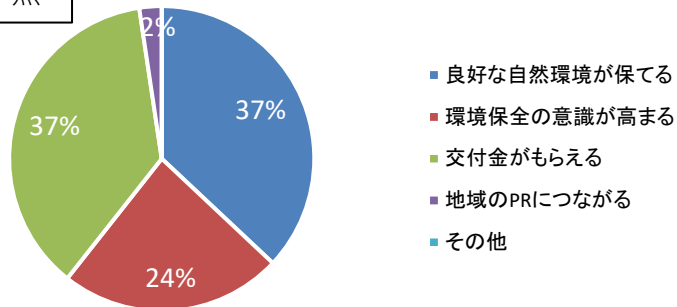


Q2.環境保護地区の解除項目に「管理状況が良好でない地区を市長は解除することが出来る」を追加することについて

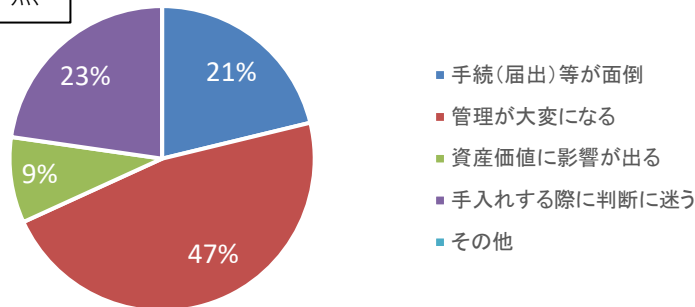


Q3.環境保護地区に指定されて良かった点、悪い点を教えてください(複数回答)

良い点



悪い点



2 環境保護地区の現状

7 保全活動への支援制度

■ 助成金の仕組み

協定協力金

指定交付金

契約

環境保護協定締結(第8条)

管理行為契約

協定協力金(第21条②) = 契約委託料
25円/㎡

保全を行う者との契約に対して
支払う必要がある

権利制限

指定(第3条)

土地所有者へ権利制限(第9条)※届出で解除

- (1)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2)宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3)木竹の伐採又は移植
- (4)水面の埋立て又は開拓

指定交付金(第21条①) = 権利制限の補填
固定資産税等相当額

土地所有者等へ支払う必要がある

現在の支援制度(協定協力金(25円/㎡)・指定交付金(固定資産税相当額))が保全活動に
寄与しているか明らかでない。

・25円/㎡と固定資産税相当額(建物がある場合は建物の面積を含む)の妥当性。

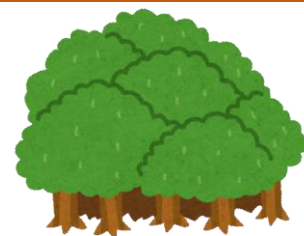
2 環境保護地区の現状

8 他都市の状況

1 他都市の状況

※現在、他都市の類似制度について19政令市+九州内3市(大分市・宮崎市・鹿児島市)に対し、調査実施中

3 環境保護地区の課題



① 自然環境保全への関り方



土地所有者及び市民の緑地保全への理解の向上や関り方の見直し

- ❑ 土地所有者及び市民の環境保護地区の重要性に関する認識を高め、緑地の健全性や生態系の維持に必要な保全活動について理解を得る
- ❑ 人為的に管理された二次林として、地域住民による環境保護地区の利活用(遊び場や自然観察)を検討

② 指定基準



今後の目指すべき姿を明確化し、指定基準の見直しや新たな民有緑地の選定

- ❑ 環境保護地区の今後の目指すべき姿の明確化
- ❑ 新たな指定基準の検討
- ❑ 既存保護地区の指定及び新たな緑地の指定の是非の検討



③ 規制制度



環境保護地区の規制等の見直し、他制度との比較検討

- 条例による規制(行為制限、指定解除、協定等)の検討
- 保護協定内容等の見直しの検討
- 他制度への移行の可否を含めた比較検討

④ 支援制度



継続的な保全活動に繋がる支援制度の検討

- 土地所有者の保全活動の負担の軽減につながる、支援策の検討
- 地域住民による保全活動の参加や教育機関が環境学習等の一環として積極的にかかわることができる柔軟な制度の検討